

広島県告示第五百四十一号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこと
ができる手続等）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

<p>広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平 成十五年広島県規則第六十九号）</p>	<p>第八条第一項、第九条（第十六条にお いて準用する場合を含む。）、第十条 （第十六条において準用する場合を含 む。）、第十五条第一項、第二十二 条 第一項、第二十二條及び第二十四條</p>	<p>を</p>
<p>広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平 成十五年広島県規則第六十九号）</p>	<p>第八条第一項、第九条（第十六条にお いて準用する場合を含む。）、第十条 （第十六条において準用する場合を含 む。）、第十五条第一項、第二十二 条 第一項、第二十二條、第二十四條、第 六十八條及び第六十九條</p>	<p>に改</p>

める。